

「きょうと^{しょく}食いく先生派遣」・「きょうとエディブルスクールヤード」・
「食育KIDS応援」・「地域の食育めばえ」事業実施手順

(目的等)

- 第1 この手順により、「きょうと食いく先生派遣事業」、「きょうとエディブルスクールヤード事業」、「食育KIDS応援事業」及び「地域の食育めばえ事業」(以下「各事業」という。)の実施手順及び経費その他の必要な事項を定め、各事業について、次の各号に定めることに資することを目的とする。
- (1) きょうと食いく先生派遣事業 京都府民とりわけ児童・生徒の体験型食育の推進
 - (2) きょうとエディブルスクールヤード事業 京都府内の児童・生徒の農作業体験の推進
 - (3) 食育KIDS応援事業 京都府内の幼児等の体験型食育の推進
 - (4) 地域の食育めばえ事業 京都府内の地域住民等の体験型食育の推進

(事業内容)

- 第2 各事業の内容は、次の各号に定めるものとする。
- (1) きょうと食いく先生派遣事業 京都府内の学校(幼稚園除く。)への「きょうと食いく先生」の派遣の際の講師報償費及び旅費の経費負担
 - (2) きょうとエディブルスクールヤード事業 京都府内の小学校、中学校及び義務教育学校への当該学校の児童・生徒の農作業体験を支援するための農林業者(以下「スクールヤード支援者」という。)の派遣の際の講師報償費及び旅費の経費負担
 - (3) 食育KIDS応援事業 京都府内の幼稚園、保育所等への当該施設の幼児等の体験型食育を支援するための外部講師(きょうと食いく先生を含む。以下「園外講師」という。)の派遣の際の講師報償費及び旅費、食育体験に係る保険及び検便等の検査費並びに調理器具等のレンタルその他必要と認められるものの経費負担
 - (4) 地域の食育めばえ事業 京都府内の食育に取り組もうとする団体(以下「食育団体」という。)への京都府内の地域住民の自主的・自由な参加を前提とし、京都府の農林水産物や食文化等の資源を生かして取り組む栽培や調理の体験などの体験型食育を支援するための外部講師(食育団体の構成員及び参加住民以外の者で、きょうと食いく先生を含む。以下「めばえ講師」という。)の派遣の際の講師報償費及び旅費の経費負担

(食育KIDS応援事業との併用)

- 第3 削 除

(事業実施の流れ)

- 第3 各事業の活用区分は、別表1によるものとする。

(情報共有等)

- 第4 各事業に係る情報の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
- (1) きょうと食いく先生の専門分野等の情報提供については、きょうと食いく先生自身の申請及び同意に基づき、京都府のホームページに掲載すること等により行う。
 - (2) 京都府は、学校(幼稚園除く。)における食育活動情報を必要に応じて、京都府教育庁及び京都市教育委員会と共有する。

(各事業共通の経費の負担区分等)

- 第5 各事業の共通経費の負担区分等については、次の各号のとおりとする。
- (1) 各事業に付随する経費(事前打ち合わせ、材料費等)は、各事業のいずれかを依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)の負担とする。
 - (2) 各事業は、受付順により、予算の範囲内で実施する。
 - (3) 謝金及び交通費の算定は、この手順の別表2によるものとする。ただし、きょうと食いく先生、スクールヤード支援者、園外講師及びめばえ講師(以下「各事業支援者」という。)の各事業に係る出発地と目的地の市町村が異なる場合の交通費(以下「条件付交通費」という。)の算定は京都府旅費条例の規程を準用する。この場合において、各事業支援者の活動実績に応じ、京都府は謝金及び条件付交通費を直接支払う。
 - (4) 各事業支援者が各事業に係る活動を補助する講師(以下「補助講師」という。)を要請した場合は、補助講師に対し、出発地と目的地の市町村に関わらず、交通費を京都府旅費条例の規程を準用し京都府が直接支払う。ただし、補助講師の謝金については、支給しない。

- (5) 障害のある児童等に対して授業を行う場合は、第6の規定に関わらず、必要と認められる人数の派遣を行うことができる。この場合において、第6に定める各事業の負担の上限額は、それぞれ60千円上乗せしたものとする。
- (6) 各事業の活動が次に掲げるものに該当する場合は、支援は実施しない。
 - ア 営利目的である場合
 - イ 特定の政治上の主義等に関連した場合
 - ウ 事業効果に持続性及び発展性のいずれもが欠けると認められる場合
 - エ 国、府などの他の制度により、各事業支援者が重複して助成を受ける場合
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、不適當であると認められる場合
- (7) 各事業の実施に際し、必要な書類等については、別に定める。

(各事業毎の負担上限等)

第6 各事業の個別の負担上限等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) きょうと食いく先生派遣事業及びきょうとエディブルスクールヤード事業(以下「学校事業」という。)については、次に定めるものとする。
 - ア 学校事業においては、1クラスを1依頼者とする。
 - イ 学校事業の謝金負担上限は、きょうと食いく先生又はスクールヤード支援者1人当たり、1依頼につき、18千円(3時間)までとする。
 - ウ きょうと食いく先生又はスクールヤード支援者の派遣可能人数は、授業の受講生徒が30人未満の場合は2人、30人以上の場合は3人(以後15人毎に1人を加算)とする。
 - エ 複数のきょうと食いく先生又はスクールヤード支援者を要する場合の謝金及び条件付交通費並びに補助講師の交通費の合算した経費負担の上限は、1依頼につき、60千円とする。
- (2) 食育KIDS応援事業については、次に定めるものとする。
 - ア 園外講師の派遣可能人数は、必要と認められる人数とする。
 - イ 検査業者への検査費、レンタル業者等への賃借料等は、京都府が直接支払う。この場合において、園外講師の謝金及び条件付交通費並びに補助講師の交通費も含めた経費負担の上限は60千円とする。ただし、きょうと食いく先生を園外講師として招く場合は、前号の上限額との合算額(120千円)を上限とする。
- (3) 地域の食育めばえ事業については、次に定めるものとする。
 - ア めばえ講師の派遣可能人数は、前2号の規定を準用する。この場合において、経費負担の上限は60千円とする。ただし、きょうと食いく先生をめばえ講師として招く場合は、前号の規定を準用する。
 - イ 食育団体が次に掲げるものに該当する場合は、支援は実施しない。
 - (7) 役員等(食育団体の役員又は本支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) (7)から(エ)までに掲げるもののほか、事業を実施することが不適當であると認められる団体であるとき。

(その他)

第7 京都府は、各事業支援者に対して次の各号の支援を行うものとする。

- (1) 食農体験指導の参考となる資料やパンフレット等の提供
- (2) 情報交換や交流、研修会等の開催
- 2 各事業の対象期間は、5月上旬から翌年の3月上旬とするが、具体的な期間については、毎年、これを公表するものとする。

附 則

この手順は、平成31年4月1日から施行する。